

第 年 月 日 号

過料処分通知書

住所  
氏名 様

豊中市長 印

あなたは、豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例第14条の規定による措置命令に従わないため、同条例第24条の規定により、過料 円を科します。

過料は、別に交付する納入通知書又は現金により納付しなければなりません。

○ この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。